

公益財団法人安田奨学財団

令和6年度 留学生一般枠（新2年生）募集要項

1. 趣旨

公益財団法人安田奨学財団（以下本財団という。）は、学業優秀である私費による外国人留学生のうち法学・経済学・経営学及び商学の分野の学部学ぶ大学生に対して、奨学金を給付することにより、有為な人材を育成することを目的とします。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、帰国その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は除きます。)

3. 奨学生の応募資格

- (1) 法学、経済学・経営学及び商学の分野の学部学ぶ新2年生

4. 採用人数

新2年生 最大 20 名

5. 給付金額と方法

(1) 給付金額

月額 10万円（年額120万円）

(2) 給付の期間

3年間（最長）

(3) 給付の方法

奨学金は原則として、7月、10月、1月及び4月に各3か月分をまとめて直接本人に給付します。（本人名義の銀行等の預金口座に入金します。）

6. 奨学金の休止、停止又は廃止事由

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (3) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (4) 傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生の学業成績又は生活状況*1が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。

- (7) 奨学生として適当でない事実*2があったとき。
- (8) 在學校で処分を受け、学籍を失ったとき。
- (9) その他奨学生としての資格を失ったとき。
- (10) 留学等、日本国外に長期にわたって在住することになったとき。

*1 生活状況が不良となったときとは、出席状況が不良となったときを含みます。

出席状況が不芳の場合は、支給金額減額又は支給停止となることがあります。

*2 適当でない事実とは、法律を犯す行為だけでなく、倫理・道徳観念上、学生として不適切な行為をさします。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は5月に前年度の成績証明書（1年生除く）を、11月に生活状況報告書（別途所定用紙送付）を理事長宛に提出しなければなりません。
- (2) 大学のご担当の方には、お手数ですが毎月本人に財団所定の出席確認表に署名をさせ、支給月（7月、10月、1月及び4月）の10日までに財団事務局宛にファックスまたはe-mail添付にて送信をお願いいたします。
- (3) 本財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は遅滞なく提出しなければなりません。
- (4) 本財団の行事が催される場合は、出席の義務があります。
※奨学金受給によるPPIHグループへの入社義務はありません。

8. 手続

(1) 提出書類

- ① 奨学生申込書（本財団所定用紙）
- ② 作文（本財団所定用紙・テーマは所定用紙に記載）
- ③ 応募者アンケート（本財団所定用紙）

9. 提出方法

大学が本人より奨学生願書の提出を受けて、大学（又は学部）から本財団に推薦書と一緒に郵送して下さい。

10. 提出期限

2024年1月15日(月)17時必着

(※提出期限を過ぎた場合、いかなる理由でも受付できませんのでご了承ください。)

11. 提出先

国際交流センター

9. 選考および決定

- (1) 応募締め切り後、2024年2月下旬～3月上旬（予定）に面接を実施致します。
面接日程は大学を通じてご連絡致します。
(応募人数によって、面接前に書類選考をして決定することもあります。)
(面接方法は後日大学側に通知予定)
- (2) 奨学生の決定は、本財団の選考委員会を経て理事会が行い、その結果を2024年3月下旬までに大学へ通知します。
- (3) 選考の経過及び判定の理由は公表致しません。

※別紙の「募集に関するよくある質問Q&A」をご覧ください。